

平成30年度(平成29年分)の税の申告受付開始

問い合わせ

市・県民税について 税務課 市民税係 (☎内線330・331・336)
所得税について 筑紫税務署 ☎(923)1400

市・県民税の申告

期 間 2月22日(木)～3月15日(木)(土・日曜日を除く)
受付時間 午前9時～午後3時30分 ※混雑の状況によっては、受付を早めに終了する場合があります。
会 場 市役所4階大会議室

期 日	対象地区
2月22日(木)	北谷・内山・松川・三条・三条台
2月23日(金)	連歌屋・馬場・湯の谷・湯の谷西・大町
2月26日(月)	新町・白川・秋山・五条・五条西
2月27日(火)	
2月28日(水)	五条台・東ケ丘・星ケ丘
3月1日(木)	梅香苑・緑台
3月2日(金)	高雄・高雄台・梅ケ丘
3月5日(月)	
3月6日(火)	水城・水城台
3月7日(水)	水城ケ丘・国分
3月8日(木)	坂本・観世寺寺・東観世
3月9日(金)	桜町・榎
3月12日(月)	榎寺・芝原・通古賀
3月13日(火)	都府楼・大佐野・つつじケ丘
3月14日(水)	ひまわり台・大佐野台・向佐野
3月15日(木)	長浦台・吉松・青葉台

※対象地区が異なる日でも申告できます。事前連絡は不要です。
※会場は大変混雑しますので、お待たせすることがあります。(特に申告受付開始初日や対象地区の切替日は混雑が予想されます。)

市県民税の申告には、 個人番号(マイナンバー)の記載をお願いします

番号確認書類、身元確認書類(代理の場合は代理権確認書類)が必要となりますので、申告の際必ずお持ちください(郵送の場合は、各書類の写しを必ず添付してください)。

※扶養親族などがいる場合は、扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。

(1) 本人が申告書を提出する場合

番号確認書類

・マイナンバーカード
・通知カード
・住民票(個人番号が記載されたもの)など



身元確認書類

・マイナンバーカード
・運転免許証、パスポート
・障害者手帳 など

(2) 代理人(本人以外)が申告書を提出する場合

本人の番号確認書類

本人の
・マイナンバーカード
・通知カード
・住民票(個人番号が記載されたもの)など
※写し可

代理人の身元確認書類

代理人の
・マイナンバーカード
・運転免許証、
パスポート
・障害者手帳 など

代理権の確認書類

委任状 など

必要なもの

- 年金や給与の源泉徴収票など所得が分かる書類
 - 印鑑(認め印可)
 - 各種控除を受けるために必要なもの
(健康保険料・生命保険料などの控除証明書、障害者手帳、医療費控除に関する明細書など)
※健康保険料などは、平成29年中に支払ったものが控除の対象です。
※平成30年度分の申告から、「医療費控除に関する明細書」の添付が必要となります。ただし、今年度の申告は、従来通り、領収書の添付または提示によることもできます。医療を受けた人ごとに病院や薬局の領収書を整理し、事前に集計をお願いします。詳細は、広報だざいふ1月1日号(11～13頁)をご確認ください。
 - 本人および扶養親族のマイナンバーが確認できる書類
 - 本人確認できる書類
 - 委任状(代理人が申告する場合)
- 駐車台数に限りがありますので、まほろば号などの公共交通機関をご利用ください。
※郵送での申告も受け付けます。記入済の申告書に控除証明書などを添付してください。

市・県民税の申告が必要な人

平成30年1月1日現在、本市に住所がある人。ただし、次の人は申告する必要はありません。

- ①所得税の確定申告をする人
 - ②給与所得のみの人で、勤務先から市役所へ給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている人
 - ③公的年金等の所得のみの人で控除の追加がない人
 - ④無収入で同一世帯のどなたかの扶養親族になっていた人
- ※国民健康保険や後期高齢者医療、国民年金などの関係で、申告が必要な場合があります。国民健康保険については27頁をご確認ください。
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。
- ※申告が必要と思われる人には、申告書を郵送します。郵送されていない人で申告が必要と思われる場合は、申告するかまたは問い合わせください。

所得税の確定申告

筑紫税務署の確定申告会場

期間 2月16日(金)～3月15日(木)
(土・日曜日を除く)
時間 午前9時～午後4時
会場 イオンモール筑紫野
3階イオンホール
(筑紫野市立明寺434-1)

※期間中、筑紫税務署本庁舎では、作成済の申告書の提出は受け付けますが、申告相談は行いません。
※詳細は広報だざいふ1月1日号(11頁)をご覧ください。

本市の確定申告相談会場

次のすべてに該当する人は、次の会場でも受け付けます。
・65歳以上(平成30年1月1日現在) ・収入が年金・給与のみ

日時 2月6日(火)～9日(金) 午前9時～午後4時
会場 いきいき情報センター 2階多目的ホール

※混雑の状況によっては、受付を早めに終了する場合があります。
※駐車台数に限りがありますので、まほろば号などの公共交通機関をご利用ください。
※収入が年金・給与のみで、病気や身体が不自由であるため、筑紫税務署の確定申告会場での申告(相談)が困難な人は、本市の確定申告相談会場をご利用ください。

必要なもの ●上記、市・県民税の申告に必要なものに記載しているもの。
●申告者本人の口座番号がわかるもの(所得税の還付がある人のみ)